高知県が保有する外国登録商標「KOCHI YUZU」の 使用に関するガイドライン

平成28年12月1日 制定平成30年1月31日 改定

1. 目的

高知県では、今般、高知県産ユズの海外での認知度の高まりを受け、今後も安全に輸出を継続できる状態を確保すること及び信頼ある高知県産ユズブランドを築くことを目的として、欧州連合、中華人民共和国香港特別行政区、シンガポール共和国、中華人民共和国において登録商標「KOCHI YUZU」(以下、「本商標」といいます。)を取得しました。

本ガイドラインでは、高知県が保有する本商標の適正な運用について規定 します。

2. 対象となる商標

本ガイドラインにおいて対象となる地域(以下、「本地域」という。)及び本 商標の詳細は、次のとおりです。

(1) 地域

欧州連合加盟国、中華人民共和国香港特別行政区、シンガポール共和国、 中華人民共和国

(2) 商標

①欧州連合登録商標

登録番号:第14843015号

指定商品:(第31類) 生鮮の果実及び野菜

(第32類) 飲料の原料、果実飲料及び果汁、果汁濃

縮物

②香港登録商標

登録番号:第303611943号

指定商品:(第31類)穀物並びに農業、園芸及び林業の生産物

であって他の類に属しないもの、生きている動物、

種、自然の植物及び花、動物の飼料、麦芽、生鮮の

果実及び野菜

(第32類) ビール、ミネラルウォーター、炭酸水

及びその他のアルコールを含有しない飲料、シロップその他の飲料製造用調製品、果実飲料及び果汁、 果汁濃縮物

③シンガポール登録商標

登録番号:第40201521126Q号

指定商品:(第31類)日本国高知県産の生鮮の果実及び野菜

(第32類)飲料の原料、果実飲料及び果汁、果汁

濃縮物、全て内容物としてゆずを含み、また日本国

高知県産である。

④中華人民共和国登録商標

登録番号:第18624061号

指定商品:(第32類) 果実飲料、アルコール分を含まない果実

のエキス、植物飲料、飲料製造用調製品、飲料用エ

ッセンス

3. 本商標の使用目的・基準

本商標は、高知県内事業者、高知県産ユズを使用する県外事業者及び自治体等、高知県産ユズを取扱う者が、本地域において、上記各指定商品(高知県産ユズ及び高知県産ユズを使用した飲料等を含む)の販売または販売促進を目的として使用する場合に使用することができます。

4. 使用料

本商標の使用料は無償とします。

5. 使用される方へのお願い

本商標の使用実績を把握するために、本商標を使用される方は、あらかじめ高知県に対して外国登録商標「KOCHI YUZU」使用届出書(第1号様式)により届出をお願いします。

また、本商標を使用される場合には、高知県及び本商標のイメージを損なわないようにご注意ください。

本商標の使用または本商標を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、高知県としては一切責任を負うことができませんので、ご了承ください。